

議案第6号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について

議案書19P～20P

1. 廃止する条例の内容

昭和天皇崩御に伴う恩赦に際して、職員の懲戒免除及び職員賠償責任に基づく債務の免除について定めた条例であり、各免除の対象は次のとおり。

<免除の対象>

- ・昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に職員が受けた減給又は戒告の懲戒処分
- ・昭和64年1月7日前における事由により、地方自治法上の職員賠償責任に基づき職員が負った債務

2. 廃止の理由

地方自治法の改正により、令和6年4月1日から、上記の職員賠償責任について定めた同法の規定に条ずれが生じる。これに伴い、条例改正の要否について検討したところ、現在において免除の対象となる職員や債務が現存しておらず、今後においても当該条例の適用をすることがないため条例を廃止する。

3. 施行期日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

議案の
件名

議案第6号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他
()

〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
<p>本条例は、昭和天皇の崩御に伴う恩赦に際して、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和27年法律第117号）第3条及び第5条の規定に基づく職員の懲戒免除及び職員賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めたものである。</p>		<p>大阪府及び門真市は同様の条例を既に廃止しており、他府県の自治体においても地方自治法の改正を機に廃止したと思われる事例が散見される。</p>			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
<p>本条例の規定による懲戒免除及び債務免除の対象は、昭和64年1月7日前の行為について平成元年2月24日前に職員が受けた減給又は戒告の懲戒処分及び昭和64年1月7日前における事由により地方自治法上の職員賠償責任に基づき職員が負った債務であるが、現在において、免除の対象となる職員や債務が現存しておらず今後においても当該条例の適用をすることがないため廃止するものである。</p>					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
<p>令和5年5月8日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、上記の職員賠償責任について定める規定の条文番号が令和6年4月1日から変更されることとなった。</p> <p>これに伴い、本条例の改正の要否について検討したところ、上記の理由から改正より廃止が適当であるという結論に至った。</p>		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		公布の日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無（条例概要資料）	